

令和5年8月24日

令和5年第4回中津川市議会（定例会） 提出予定議案

令和5年第4回中津川市議会（定例会）に、報告1件、条例4件、人事4件、その他18件、補正予算5件、合計32件の議案を提出します。

（報告）

1、専決処分の承認を求めることについて

6月議会閉会後に専決処分したことについて報告し、承認を求める。

- ・令和5年度中津川市一般会計補正予算（専第7号）
- ・令和5年度中津川市一般会計補正予算（専第8号）

（条例）

1、中津川市税条例の一部改正について

地方税法の一部改正に伴い、改正する。

- ① 令和6年度より、国税として森林環境税1,000円が課せられるため、個人市・県民税均等割と併せて賦課徴収する。
- ② 軽自動車において、燃費・排ガス不正行為を行った自動車メーカーに対し、不正により生じた納付不足額を徴収する際の加算割合を現行の10%から35%に引き上げる。
- ③ 給与所得者の扶養親族申告書において、前年と内容に異動がないときは、記載すべき事項に代えて異動がない旨の記載のみで提出することができる。

- ・施行期日 ①② 令和6年1月1日
③ 令和7年1月1日

2、中津川市幼稚園の設置等に関する条例等の一部改正について

中津川幼稚園、南幼稚園及び西幼稚園を統合するため、並びに落合保育園及び神坂幼稚園を統合し幼保連携型認定こども園として設置するため、改正する。

- ・中津川市幼稚園の設置等に関する条例で定める中津川幼稚園の位置を現在の南幼稚園の位置に改め、当該条例から南幼稚園、西幼稚園、神坂幼稚園を削る。
- ・中津川市保育所の設置等に関する条例から、落合保育園を削る。
- ・中津川市認定こども園の設置等に関する条例に落合神坂こども園を加える。
- ・施行期日 令和6年4月1日

3、中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について 【初日議決】

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、改正する。

- ・こども家庭庁が設置されたことに伴い、法令・事務の所管省が厚生労働省からこども家庭庁に移管するための整備省令及び整備府令が施行され、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が一部改正された。
 - ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に項ずれが生ずる。
- ① 中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
 - ・条例中の「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。
 - ・その他所要の改正を行う。
 - ② 中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正
 - ・条例中の「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。
 - ・項ずれの対応、その他所要の改正を行う。
- ・施行期日 公布の日（項ずれに関する改正は、令和5年9月16日）

4、中津川市火災予防条例の一部改正について

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、改正する。

- ・蓄電池設備の潜在的な火災リスクは、容量（キロワット時）に依存すると一般的に考えることから、規制対象の指定にかかわる単位を改め、蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のもので出火防止措置が講じられたものは、規制の対象から除くとともに、蓄電池設備は主に鉛蓄電池（開放型）を想定して基準が策定されていたが、リチウムイオン蓄電池などの新たな種別の蓄電池への対応や、屋外に設ける蓄電池設備の火災リスクに応じた火災予防対策が改められた。
 - ・炭火焼き器等の固体燃料の利用が広がってきており、周囲に離隔距離を確保するため、防火上の安全措置が講じられたものが追加された。
- ① 蓄電池設備に係る基準の見直し
 - i 蓄電池設備の規制対象の指定にかかわる単位をアンペアアワー・セルからキロワット時に改める。
 - ii 蓄電池容量が一定のキロワット時以下の蓄電池設備であって出火防止措置が講じられたものを規制の対象から除く。
 - iii 鉛蓄電池（開放型）を用いたもの以外については、耐酸性の床土等に設けなくてもよいこととする。
 - iv 屋外に設ける蓄電池設備については、従来のキュービクル式のものでなくても、雨水等の進入防止措置の講じられた筐体に収められたものとすればよいこととする。
 - v 屋外に設ける蓄電池設備は、原則として建築物から3メートル以上離隔距離を設ける必要があるが、窓の無い不燃材料の外壁で覆われていれば離隔距離は不要とする。

3～18、指定管理者の指定について

施設の管理を指定管理者に行わせるため、指定する。

- ・議案数 16議案
- ・指定施設数 21施設
- ・指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日

(下表中※印の施設は、令和6年4月1日～令和9年3月31日)

議案	施設数	施設名	指定先
3	1	中津川市清和寮	社会福祉法人 五常会
4	2	中津川市デイサービスセンターゆうわ苑	社会福祉法人 五常会
5	3	中津川市デイサービスセンターゆうらく苑	社会福祉法人 萱垣会
6	4	中津川市坂下福祉センター	社会福祉法人 中津川市社会福祉協議会
	5	中津川市坂下デイサービスセンター	
7	6	中津川市加子母第二デイサービスセンター	社会福祉法人 中津川市社会福祉協議会
8	7	中津川市付知福祉センター	社会福祉法人 中津川市社会福祉協議会
9	8	付知B&G海洋センター	特定非営利活動法人 つげちスポーツクラブ
	9	中津川市付知グラウンド	
10	10	中津川市落合石畳マレットゴルフ場 ※	落合石畳マレットゴルフ場管理運営委員会
11	11	裏木曾花街道センター	一般財団法人 付知町振興公社
	12	花街道付知楽市楽座	
12	13	中津川市付知峽倉屋温泉施設	一般財団法人 付知町振興公社
	14	中津川市付知峽倉屋温泉スタンド	
13	15	中津川市加子母温泉スタンド ※	夢を拓く会
14	16	椈の湖ふれあい村 ※	一般財団法人 椈の湖ふれあい村
	17	椈の湖自然公園 ※	
15	18	福岡ローマン渓谷オートキャンプ場 ※	福岡ローマン渓谷オートキャンプ場組合
16	19	中津川市有機センターひるかわ ※	農事組合法人 蛭川村有機堆肥生産組合
17	20	中津川市中の島公園ふれあい施設 ※	株式会社 阿木レイクサイド
18	21	中津川市地域活性化センター ※	湯舟の館運営組合

(補正予算)

(その1)

1、令和5年度中津川市一般会計補正予算 【初日議決】

(その2)

2、令和5年度中津川市一般会計補正予算

3、 " 介護保険事業会計補正予算

4、 " 下水道事業会計補正予算

5、 " 病院事業会計補正予算

お問い合わせ先

総務部 総務課 担当者：内木 里志

電話：0573-66-1111 (内線441)